

卸商業団地機能向上支援事業通信

< 13号の内容 >

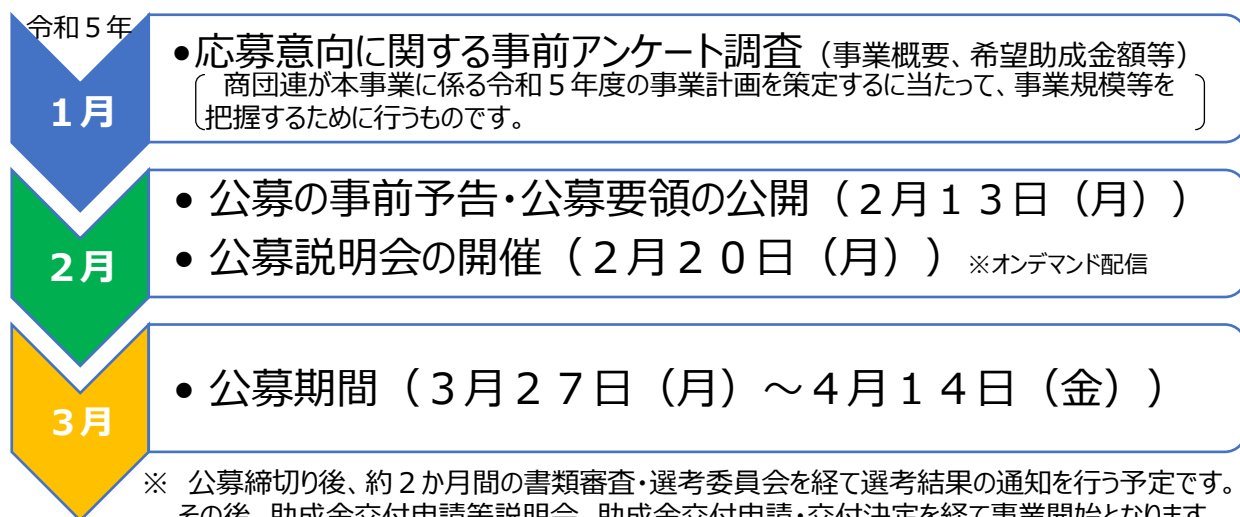
- 令和5年度の公募に向けての今後の予定
- 「応募意向に関するアンケート調査」のご協力をお願い
- 制度の概要

スケジュール

令和5年度の公募に向けての今後の予定

令和5年度の公募開始までの大まかな流れは以下のとおり予定しております。多少前後することはあるかもしれませんが、応募に向けた準備のご参考としてください。

なお、本事業を実施している組合が事業を完了（助成事業実績報告書の提出）していない場合は、応募することができませんのでご注意ください。



※ 公募締切り後、約2か月間の書類審査・選考委員会を経て選考結果の通知を行う予定です。その後、助成金交付申請等説明会、助成金交付申請・交付決定を経て事業開始となります。以下は、事業開始までの流れ（目安）です。

①公募受付開始	3月27日（月）
②公募締切り	4月14日（金）
③書類審査	4月下旬～6月上旬
④選考委員会、選考結果の通知	6月中旬
⑤助成金交付申請等説明会	6月下旬
⑥助成金交付申請	説明会后、随時交付申請
⑦助成金交付決定	交付申請されたものから順次交付決定
⑧事業開始	交付決定後事業開始 （交付決定日から令和6年2月15日までの間で事業計画書に定める期間まで） ※ 交付決定前の契約・支出は助成金の対象外。

御礼

昨年11月に「卸商業団地機能向上支援事業等に関するアンケート調査」を実施いただきましたが、多くの卸商業団地組合からご協力をいただきました。ありがとうございました。

アンケート調査結果については、取りまとめの上、皆様に送付することとしております。

お願い

令和5年度「応募意向に関するアンケート調査」のご協力をお願い

商団連では、令和5年度の事業計画を策定するための基礎資料とすべく事業規模等を把握するため、「応募意向に関するアンケート調査」を実施することとしました。

つきましては、令和5年度に応募を予定（検討）している組合におかれましては、同封の調査票に必要事項をご記入の上、ご提出をお願いいたします。

なお、令和5年度は基金の財源の範囲内での採択に限られること、事業完了は令和6年2月であることについて、ご了承をお願いいたします。

○提出期限 令和5年2月10日（金）

○提出方法 FAX 03-6807-4336

制度の概要

1 制度のスキーム（令和元年度から5年間）

中小企業庁（中小機構）

基金5.4億円

商団連

助成金交付

卸商業団地組合

※1 取崩型基金のため、基金が無くなり次第公募終了。

※2 「卸商業団地組合」は、商団連の会員、非会員を問わず助成対象となります（非会員の採択実績もあります）。

2 助成対象事業及び助成対象経費

以下の事業を実施するに当たって必要な調査研究、事業化調査、基本計画・詳細計画策定などの費用の一部を助成。

なお、本事業の実施に当たっては、専門家委員、組合側委員で構成する委員会を設置し、事業内容の検討・決定、進捗管理等を行うことが必須条件。

(1) 助成対象事業

① 団地再整備事業

建て替え（ビル方式、連棟式、街区式などの方式変更を含む。）、新規立地への移転、街並・景観の整備、物流センターの建設、防災・防犯への対応、その他団地再整備への対応

② 共同事業機能強化事業

省エネ・新エネなど環境問題への対応、情報システムの構築、リテール・サポートの強化、空き物件の有効活用、新事業の展開（保育所の設置など。）、教育・人材確保・雇用対策、その他共同事業機能強化への対応

(2) 助成対象経費

委員手当、専門家謝金、講師謝金、委員旅費、専門家旅費、調査旅費、講師旅費、職員等旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費、車両借上費、借損料、原稿料、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、委託費、その他商団連会長が特に必要と認める経費

※工事・防犯カメラ設置等のハード事業、イベント・研修会開催等の共同事業は助成金の対象外。

3 助成割合、助成限度額

(1) 助成割合

A事業（災害復旧に係る緊急事業、その他政策的意義・必要性が高いと特に認められる事業）…9/10以内

B事業（A事業以外の事業）

・助成対象経費のうち1,250万円以下の部分…4/5以内

・助成対象経費のうち1,250万円超2,000万円以下の部分…2/3以内

(2) 助成限度額

上記AかBのいずれか1つの事業について、100万円～1,500万円

4 助成事業の実施期間

最長は助成金交付決定日から令和6年2月15日まで実施可能。

5 助成金の支払い

助成金の支払については、事業完了後に実績報告書の提出を受け、助成金額の確定後の精算払いとなる。

また、必要に応じて、事業完了前に事業の進捗状況や代金の支払が済んでいることを確認した上で、当該部分に係る助成金の交付（概算払い）を受けることも可能。

なお、概算払いは、原則として、助成事業の実施期間が2会計年度にわたる場合の初年度の会計年度末。